

第 13 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和 4 年 9 月 8 日（木）11：01～12：00

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員 10 名

資 料：第 13 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書
資料 1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例第 3 条（政治倫理規
準）の改正に向けた正副座長案の方向性について

委 員：ただいまから第 13 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。今回は、条例改正に関する検討課題の項目のうち、意見が分かれたままとなっていた二つの項目について、資料 1 のとおり、正副座長案の方向性として整理し、お示しさせていただいたところ。本日は、この案で会派として受け入れられるかどうかということについて、検討結果をもとに議論を進めて参りたい。それでは協議に入る。協議の進め方だが、条例第 3 条第 2 号と第 7 号の二つの項目ごとに、それぞれの会派からの意見を順次、報告いただく形で進めたいと考えているが、よろしいか。

全 員：異議なし

委 員：では、そのようにお願いします。一つ目の項目、第 3 条第 2 号について、この案で受け入れることができるかどうかについて、会派ごとに意見をお願いしたい。

委 員：正副座長案の方向性ということでお示しいただいているこの素案の、第 3 条第 2 号について、誹謗中傷及び差別表現への賛同表明等の事案が発生したときの記述があり、特にこのことを踏まえて素案のとおりとする A 案について、当会派としては賛成させていただきたいと思う。

委 員：もし、検討いただいた経過の中で、この中でお示しいただく意見があれば、それも併せてぜひお伝えいただければと思う。

委 員：賛成意見の理由としては、ここに記述していただいているように、昨年 5 月 18 日の決議という部分、そういう事例があったということも一つ大事な要点だと考えている。そしてもう一つは、やはり今、国政においても地方においても、私たち議員が SNS 等で発信する記述の内容

が、国民の方、県民の方からも様々注目をされているのも事実で、そこをご覧になる国民県民の方が、やはり様々な思いを持って、発信に対してお答えもしていただいているように思う。その中身については、やはり現在の、あるいはこれからのことも考えたときに、これからのSNSの発信方法や内容も含めて考えていったとしても、やはり誹謗中傷及び差別表現への賛同表明等の事案というものが発生しないとは限らないということも含めて、やはり議員が考えていくものとして、これは素案のとおりということのほうが良いのではないかと考えている。

委員：我々はこのA案では受け入れられないというのが会派総会での結果である。その理由としては、B案であるべきという主張は従来どおりなので省略するが、まずそれがあつたうえで、今回A案のほうに対して会派内から出た意見としては、決議があつたということを経緯として挙げているが、決議の該当部分は経緯を述べたものであって、必ずしも条文に入れるべきものではないだろうという意見だった。なので、主張は従来どおり変わらずB案ということ。

委員：基本的には、うちの会派としてはA案で賛同できている。理由としては、先ほどの会派の意見などもお聞きしていて、全く引っかけがないかといえはそういったことではなく、若干の引っかけはあるが、ただ今後、SNS等々についても、議員個人が取り扱う際には、より慎重であるべきだと思っており、そういった点では条文に記述をするということに対して、現時点においては反対すべきものではないと考えている。

委員：私どもは正副座長案の方向性で賛同させてもらいたいと思う。というのも、B案のほうは賛成の意見の表明という行為は人権侵害行為を行うことの煽動、助長ということに含まれると、含まれるといえは含まれるが、やはりこの意見の表明というのは、個々人の議員の意思を示すものなので、それが煽動や助長に繋がると言えば繋がるが、少し拡大解釈ではないかと思っている。ここの文章にあるように、太字で書いてあるが、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明なので、例えば、もう人権侵害行為と認められるものに賛同するような意見というのは、やはりそれぞれ議員の判断によるというものの、賛成の意見を表明することはいかがかと思うので、その意味でA案のほうを支持したいと思う。

委員：この場でずっと論議になってきた、その経過を反すうしたうえで、正副座長案に賛成する。出ているように、SNS に対して自分自身も含めて慎重にならざるをえない。個人のいろいろなものの考え方を表明することとは違い、この人権侵害行為に賛同するような「いいね」をすると、自分自身としての発信ではなく人のものに対してということなので、責任の所在が自分自身でするときには、いろいろとやはりものすごく考えると思うが、そこで少し甘くなってしまうところがもしあるとすれば、問題だと思っている。なので、正副座長案に賛同する。

委員：私も A 案で、正副議長案の方向で大いに賛成させていただきたいと思う。理由は、去年の私達が行った決議をしっかりと重く受けとめるべきで、そこで述べている賛同表明ということは経過に過ぎないというようなことを先ほどおっしゃったが、そういうふうに軽視をしてはいけないと思う。また、去年の出来事、小林貴虎議員が行った、こういう賛同表明という悪意は許してはいけないと思っており、そのことがこの政治倫理条例の見直しの契機になったと思っているので、この正副座長案でお願いしたいと思う。

委員：それぞれ今、会派からお持ち帰りいただいて、どういう話し合いがあったかについてもお示しいただきながら、A 案あるいは B 案についてお話いただいた。それぞれのおっしゃったことに対して、質疑等があれば、あるいは意見があれば、ここでお出しいただきたいと思うがいかがか。皆さんから意見をいただく前に一つ、正副座長として補足をさせていただきたいと思う。ここに正副座長案の方向性として、決議にこういう記述があったということで、このことを踏まえて素案のとおりとするというふうにかかせていただいている。ただ、私どもは、その記述そのもの、文章づらにこだわって、そのような理由をここに入れさせていただいたわけではない。ただいま多くの方々から言っていたように、この決意の中にも含まれる経緯、考え方、問題点、それらを全て総合したうえで、今いる県議会議員だけではなく、改選も経るので、これから三重県議会に議員として入ってこられる方々、その皆さんの行為にも、あるいは考え方にも影響を与えるものとして入れておくほうが良いのではないかという判断のもとに、正副座長案をこのような表現にさせていただいたものなので、そのことも含めて、ぜひお考えいただければと思う。では、次の項に移る。二つ目の項目

の第3条第7号について、影響を及ぼすことにより、あるいは素案のとおりとするという案について、意見をお聞かせいただきたいと思う。

委員：当会派としては、素案のとおり、B案ということで賛成である。特に意見はない。

委員：正副座長案に賛成する。理由は、これまで我々もそのように賛成の方向で議論してきたからということ。

委員：私どもも正副座長案で賛成させていただく。理由は今まで述べてきたとおりである。

委員：うちは当初A案で、思いはA案のままである。会派の意見のところに書いてあるように、結果的に影響を及ぼした場合なども、やはり我々の立場上、影響を及ぼしたということに対する自己の責任はしっかり自覚しないといけないということで、「及ぼすことにより」を支持したが、議論の中で、この「利用して」というところも含めて、議論の中で考えるとあまり限定的にはならないと思ったので、こちらのほうで皆さんが賛同をされるのであれば、正副座長案のほうでしっかりと我々も受け入れさせてもらいたいと思う。

委員：これまでも論議の中で表明してきたが、正副座長案でお願いしたいと思う。

委員：これまで、自分も意見をいろいろ申し上げて皆さんと議論してきたので、正副座長案のとおりでお願いしたいと思う。

委員：それでは、第7号については、B案、素案のとおりということで皆さんに賛同いただいたので、素案のとおりとすることで確定させていただきたいと思うが、よろしいか。

全員：異議なし。

委員：では、その点については、素案のとおりとする。今、最終的にまとまっていないこの二点について、意見をお出しいただいた。今の段階で、前回のとおり、なかなかA案B案で考えがまとまっていない状況だが、この先いかがさせていただいたら良いかと思っている。特に第2号について意見があれば、この先の進め方についてもお出しいただきたいと思うが、いかがか。

委員：今先ほど、この第2号について各会派の意見、私どもも発言したが、どういうふうにするか、改正とか素案のままいくのかどうかということは、皆さんの意見がそれぞれあると思うが、私自身は、若干申し

上げたように、この文章、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明というのは、人権侵害行為ともう確定されているものに対する賛同の意見、賛成の意見なので、それはしてはならないことだと思う。ただ、ここまでに、例えばこれが人権侵害行為と疑われる、そういったものに対する賛成の意見の表明と言えれば私も少し考えないといけないと思うが、ここの条文上では人権侵害行為と断定をしているわけなので、最終的にそれが上にあるような、条例第2条第3号の人権侵害行為に当たるかどうかという判断が、この意見表明がどうだったかの前に確定をするわけだと思うので。何が言いたいかというと、この太字で書いてある文章、やってはならないこと、人権侵害行為に賛成するというの[は](#)あってはならないことだと思うので、やはり私は、ここが入っているのは大事だと、そのように思っている。それから先ほど言ったように、煽動や助長だけではなく、その人権侵害行為に賛成をすること、そういった声に対して賛成をすることはあってはならないことだと思うので、改めて意思表示をさせてもらいたいと思うが、もしこのまま、やはりA案B案という、会派によって違いがあるということで、このままたち持ち帰って最終的にどうするのかというのが、正副座長のほうで皆さんの意見を聞いていただいて、私は、もう最悪多数決もありだとは正直思っている。より多くの方の意見の中で、やはり決めていくということをしていかないといけないと思っている。特に自分たちの行動に関する規制をする条例なので、やはり自分たちがしっかりと決めていく、早く議論を尽くしたのであれば、早く結果を出していくということは重要だと思うので、一度検討いただきたいと思う。

委員：A案とB案で議論が一部分かれているということで、その賛同表明をどうするかということ、それが具体的な事案がどういうふうにあたるか、倫理規準にどういうふうにあたるかというのは細かい話になってこようかと思うが、前も言ったように、条例の判断に迷ったときは、その条例の前にある前文だとか、目的だとか、責務だとか、そういうところに立ち戻って、この条例が目指している理念というのはどういうところにあるのだろうかという立場に立って、ここの条文については解釈をされるべきだと思うので、A案ということで、先ほどからも賛同させていただいているが、私たちの言動が県民に与える影響を鑑

み、だとか、県民の代表として良心や責任感を持ってやっていかなければいけないということがしっかり明記されているので、そういう判断をその都度していけば良いと思っている。今回も13回目のプロジェクト会議ということなので、もう十分議論がされてきたと思う。これから9月定例会議も始まるので、条例改正案の提案ということも目指して、ここは採決を取っていただいて方向性を決めていただきたいと思う。

委員：今、2名の委員から、そのような採決もありというような意見が出されたが、他の皆さんはどのようにお考えか。個人的な意見で結構。

委員：全会一致というか、全部が一致してということが本当は望ましいと思う。その方向で今まで正副座長も苦労していただいていると思うが、このことは、もう何度も投げかけられて、今日またやはり言われてしまっている中で、これを合わせていくということができないと、余地はないと、今の発言の中で感じた。それぞれ会派からいただいた意見の中で、合わせていく余地はないと感じてしまった。このまま置いておくということは、これまでのことが無になるし、論議の中で空白的なことができるので、できたら全会一致という方向を模索するのは必要だが、それは難しいとここで判断するかどうかということだと思う。そのところは今私が感じたことだけで、実際個々の方の中でどうなのかはわからないが、そういうふうに思った。残念だが。

委員：繰り返しになるが、この第三者の行った人権侵害行為に対する賛同の意見の表明というのが、やはり一番犯しやすいというか、自分たちがやってしまう可能性が高いことがあるので、今まで議論しながら、この文言を入れていくという各会派のほうが多いということではないかと思う。また、先ほど座長が言われたように、これからの県議会の議員のあり方というのを踏まえたときに、やはりこれは入れておくべきだと思うので、私も会派としても賛成もさせていただいた。ただ、何度か持ち帰りもさせていただきながら、会派の意見をまとめてきたわけだが、これ以上なかなか持ち帰っても結論が変わらないという状況があるのであれば、プロジェクトとしてこのまま何度も開くということがどうなのかというのは思っている。なので、先ほど採決という意見もあったが、そういう方向なのか、あるいは議会改革推進会議から委嘱されているというところもあるので、そこへどう返していくのか

というところを話していくのか、いろいろ次のステップというのは必要かと思う。

委員：私自身、しっかりと理解をしていなかったもので大変申し訳なかったと思う、今ごろになって。ただ賛否を採って決めるというのは、言われるように好ましいものではないと思っているので、もう一回正副で持ち帰っていただいて、そこで提出されたものについては、私自身は了としたいと思うし、会派のほうへ行って、了解すべきだということは言わせていただきたいと思うが、レベルの低い話で本当に申し訳ないが、昨年ああいうことがあった。皆さんが言われていることは、Facebook なのか何かは忘れたが、代表者会議で彼が反省をした直後、その夜かその次の時に、「いいね」のボタンを押したことを言われているのだと思うが、私もボタンを押したことがあるのかどうか記憶にないが、意外と「読みましたよ」という意味を込めて押したときもあるのではないかと思っており、非常にレベルの低いことを言っているのは承知のうえで言っているのだが、だから、ここのB案に書かせていただいているように、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明は、人権侵害行為の煽動や助長に入るのであれば、入れる必要はないのではと純粋に今でも思っているが、ただ、何回も何回も持ち帰ってということになると、やはり県民から負託を受けて、我々がこのプロジェクト会議を開いた意味がないので、もうそろそろ決着をつけないといけないと思っているので、この意見をまた正副で持ち帰っていただいて、そこで決めていただいたことについては、私としては了としたいし、会派に持ち帰って了解すべきだということは言わせていただきたいと思っている。

委員：私自身の中では、この議論のスタートが今年のそういった様々な出来事であったのだろうと思う。しかし今はもうそんなことは私の中では関係がない。これから、特にデジタル社会を推進していく中において、SNS のことに限って言うわけではないが、人権侵害行為や、そういったところに、やはり私たちは厳しく高い倫理意識を持って、模範となるべき行動もしていかないといけないのだろうと思う。そのときに、やはりこういう SNS 上のみならず、以前のことがどうであれ、それはまた別の議論になるのかもしれないが、私たちが今後、三重県議会またはその議員として様々なことに当たっていくときに、ましてやデジタ

ル社会がどんどん進んでいく中において、ちょっとした行為が人を傷つけてしまったり、嫌な思いをさせたりという恐れもある、そういった社会になっていくかもしれない。そういったときにやはり私たちは、ここにあるように厳しい倫理意識や高い倫理意識を持ちながら、議員としての活動をさせていただくという意味においては、この文書というのは、やはりあってしかるべきではないかと、個人的には思っている。ここは冒頭申し上げたように、個人の意思のところでは煽動と助長というのは、結果煽動になったか、結果助長になったかというのは、その判断というのは非常に難しい部分もあると思う。自分が人に影響を与えたということと自分の意見を述べたということは、私は別物だと思っているので、議員に求められるものということにおいては、やはりそのA案のほうが良いと思う。どのように決定するか、どのように最終的に判断するかというのは、希望は申し上げたので、あとはまた、いろいろな会派の意見もあると思うので、正副座長にお任せしたいと思う。

委員：個人の意見で良いということなので個人の意見で申し上げるが、やはり第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明というのは、言論の自由にかなり相当大きな掣肘を加えるものだろうと。例えば、最大の人権侵害は前から申し上げているとおり戦争、人の命を奪うこと。戦争というのは常に正義と正義が戦う。一方が自ら悪と称する戦争というのはほとんどない。お互いのそうしたものに対して、例えば、一方に対して一理あるというようなことを政治家として判断することはあるかもしれない。そうしたことも考えて、あるいは全く話が変わるが、今、SNSの「いいね」を押すことが違法なのかどうかというようなことも各種裁判で争われていて、裁判ごとに判断も変わってきているところもあって、一概に「いいね」を押したことがいけないのではないのではないかという判決も出ているところ。そうした様々な判断の難しい問題の中で、賛成の意見の表明ということを一概に、倫理条例に抵触するから三重県議会の中で裁いていくというようなことになると、かなり大変なことになって、議論が萎縮するのではないのかというのが私の想い。なので、煽動や助長に限って、しっかり判断していくということのほうが良いだろうと常々思っている。そのうえで、先ほど委員のおっしゃった、第三者の行った人権侵害行為が確定した

ものか、疑いがあるものなのかという議論があったが、SNSなので、仮に賛同の意見を表明した段階において、人権侵害行為が確定しているということはおそらくありえない、そんなことを誰が判定するのかということだと思う。相当広いものを取ってしまう心配があるということ。ここまではこれまでも主張してきた意見なので、とりあえず聞いていただいたということで。今後の進め方について、AかBかで、必ずAかBかというだけのことで、通常これまでの三重県議会の議論の進め方ではありえないと思う。委員から先ほど一度持ち帰ってもらってはという話があったが、ここまで私の申し上げた、あるいは我々の会派の申し上げた懸案事項を解決するAとBの折衷案のようなもの、文言の検討というのはしてもらえないか。それによって全会一致を模索してもらえないかというのが、ここまで議論を聞いていて感じたことだが、それは皆さんも含めて不可能なのか。

委員：それでは、先ほど来、各会派の意見を聞いて、A案が多くあって、1つの会派がB案というところで折衷案ということなので、一度（B案を提案している）会派のほうで、会派総会等で皆さんと一緒に議論いただいて、会派としての意見、こういう文章でというものをを出していただいたほうがよろしいのではないかなと思うが、それは可能か。例えば次回であるとか、そういったときにA案B案の折衷でということ、私は正副座長に求めるというよりは、会派としてのという枕詞が先ほどあったので、一度会派で、こういう条文でいかがかというところを出していただければ、また我々も（検討する）。今は想像がつかないので。

委員：個人で今聞かせていただいた感想、所感だが、ここまで完全に他の会派がA案ということなので、当然我が会派としては、反対するか折衷案を出すかしかない。なので、この皆さんの意見を会派に持ち帰ったうえで、最大限歩み寄ったような、例えば文章表現などが可能かどうかということ、会派に打診して考えてみるということになる。必ずそうなるとは今ここでは明言できないが、機会をいただけるのであれば持ち帰って出すことは考えたいと思う。ただ、そのプロセスとして、その折衷案というのは、正副持ち帰りのうえで、我が会派からも副座長が出ているので、そういうプロセスの中で折衷案というのを考えていくということも、これまでの三重県議会ではあったことなので、

そこの捌きに関しては正副座長にお任せするが、もし今、委員から言われたように、会派で一度考えてみてはいかがかということであれば、そのように伝えて、考える方向で皆さんに伝えたいというふうに思う。

委員：今の意見は、先ほど同会派の他の委員がおっしゃったことと少しニュアンスが違うと思うので、私どもとしてはどのように受け取れば良いか迷うところ。他の委員においては、ただいまの意見をどう思われるか。

委員：より丁寧と言って、また皆様方が認めていただけるのであれば、持ち帰ってということもありがたい話ではあるが、もうかなり議論も尽くされて、意見を皆さん言われておられたので、もし新たに何かあるのであれば、意見シートか何かで出してもらえば良いと思うが、最終的には正副でまとめて意見を出していただいたら、私としては了としたと思うし、やはり、この雰囲気は会派に持ち帰ってきちんと伝えたいとは思っているので、自分が決めるわけではないので何とも言えないが、私としては、正副案で次回出していただいたものについては、了解したいと思う。

委員：それでは、私の考えを皆さんにお伝えしたいと思う。今まで何回も、この件については会派に持ち帰りいただき、話し合いをいただいていた。そのたびに、理由も含め、なぜ賛同できるのか、できないのかということもお聞きしてきた。なかなか今、新たな案を出して、そのことについて議論をするという段階にはないと判断する。けれども、皆さん何人かがおっしゃっているように、全会一致をしながら、これでいこうということを作り上げたいという考えには、いささかの変更もない。なので、この場で今、賛否をとるということはしない。そしてこれからはしないでおきたいと思っている。そのために一つの提案がある。先ほど委員から、正副座長案をと言われたが、正副座長案は、お示しをしているとおり、これが正副座長案である。けれども、いろいろな懸念があることに対して、例えば条文本文ではなく、逐条解説で、逐条解説の効力はどれぐらいかと言われたときには難しい部分があるという判断をされるのかもしれないが、逐条解説もある程度の効力を持つ文章としてそこに書き入れていくというのは、一つの解決方法ではないかと思っている。もう一つの第7号に関しても、本当はAだけれども、皆さんがBというならB、という意見もあった。そうい

う考え方については、逐条解説に書き込んでいくことも一つの可能性として、逐条解説を作っていくときに探りたいと思っている。できるだけ皆さんの意をくみながら、条文本文、そして逐条解説を作っていくと思うので、正副の考えとしては、条文本則としてはこのままの提出。そして、他の考え方を丁寧にとという意味で、逐条解説に書き込むということについていかがかということを経験させていただいていきたいと思う。

委員：今、正副座長案は示しているとおりでとおっしゃったが、それは私の認識と違う。正副座長案を作る前にワンクッションにおいて、全会一致を目指すために正副座長案の方向性としたという説明が前回あったはず。なので、これが固まった正副座長案で、私が求めたような文言調整などはないというのは、これまでの説明と矛盾しているということをお願いしたいと思う。

委員：先ほど委員の特におっしゃった文言調整や折衷案ということについて、そもそもこの政治倫理条例は何か裁判例に主に基づいて物事を決めたり、裁判所がこういうふうに認定したからこうだとか、議員を裁いたりということではなく、私たちがどういう議員の姿が望ましいかということ、県民に対して将来に対して示すという、そういう何か出発点がかなりずれているように、今お聞きして思った。そういう意味で、条文の解釈に迷ったらこの条例の趣旨や理念、目的や責務というところに立ち返って判断をするのだというふうに、私も繰り返し言ってきたつもりだが、なかなか折衷案がどうこうとか正副座長案から文言をいじるということはもう有り得ないと思うし、全会一致も大事だが、被害を受けた県民がいて、人権侵害を受けた県民がいるのだと。しっかりしたこういう政治倫理条例の制定を求めている県民がいるという、そういう立場に立って議論を促進していただきたい、前へ進めていただきたいと思う。

委員：今でも当会派の他の委員が言っていることに対して、私は賛成していて、多分変わらないと思うが、委員が言われるように、多数決ではなく、何らかの手法をもって全会一致としたいという想いはやはりしっかりと受けとめないといけないと思う。逐条解説については、昔、そんなに効力はないというようなことを言われていて、まさしくそのとおりで、法的には影響力はないのかもしれないが、やはり議員の議論

というのは非常に大事だと思う。なので、委員長に言われた逐条解説で、我々の意図を、議論を明確にしていくということについても含めて、会派に持ち帰って議論をさせていただいて、いずれまとめないといけないと思うので、その趣旨に立って、私としては努力させていただきたいと思う。先ほどの委員の提案も含めて持ち帰らせていただきたい。

委員：確かに委員のおっしゃるとおり、方向性について議論をしている。ただ、皆さんはこのままでということがほとんどのようなので、ぜひ、あと一回だけ持ち帰りいただくというようにさせていただきたいと思う。そして、これは決定ではないのでまた皆さんに意見をいただいたら良いと思うが、その際は先ほど申し上げた、例えば逐条にこのような懸念があるからそこについては明らかにしてくれだとか、そういうことも含めて意見をいただければありがたいと思う。そして今、委員のおっしゃったとおり、判決等するときに逐条解説がどれほどの効力を持つかというのは、様々な判断があるところだが、この条例は、あくまでも私たち議員が自分たちを律するため、県民に対してしっかりと向き合うためのものだと考えているので、逐条解説についても私どもの気持ちを、決意をしっかりとお示しするものでなければならぬと考えている。なので、その可能性もぜひ持ち帰って、お探りいただきたいと思っているが、いかがか。

委員：持ち帰るにあたり、確認だけさせていただきたい。本心配られた資料1のB案のところの一つ目のポツで、「賛成の意見の表明」という行為が「煽動」や「助長」に含まれるというのは、これはどこの会派の考え方だったかということ。また、二つ目のポツ、解釈が分かれたり、判断が難しい部分にあえて触れることは得策ではない。これもどちらの会派の意見なのかということ。二つとも同じ会派なのかどうかということ確認だけさせていただきたい。というのが、その中に含まれるというのであれば、今議論になっている賛成の意見の表明が含まれると思われるのか、含まないという、この二つが違うことを言っているの、これはどこの意見だったかということをもう一度教えていただきたい。そのうえで、逐条解説で方向性があるのかどうかということのを会派に持ち帰りたいと思うので、そこだけ持ち帰るにあたって確認したい。

事務局：事務局としては、この一つ目、二つ目のポツともに同じ会派の意見と認識している。

委員：うちの会派の意見は違うと思う。賛成の表明の意見という大きな円があったとして、その中に、煽動、助長という小さな円が入っているという意味なら、合っている。賛成の意見の表明というのは非常に大きい概念、大きすぎると言っている。そういう意味では合っているか。その中に煽動や助長っていうものがあるって、そういう非常に大きな「賛成の意見の表明」の中の「煽動」や「助長」の部分の問題視するべきであって、非常に大きな「賛成の意見の表明」という網をかけすぎるのは大きすぎるのではないのかという意味では、こういう書き方になるかもしれないが、今、委員がおっしゃったように、イコールのような解釈ですると少し誤解があるかもしれない。二つ目は、これもかなり抽象的に書いてあるが、これは我々の会派の意見で間違いなくて、先ほどの戦争の事例などを申し上げたが、非常に解釈や判断が難しい事例で、言論の自由に抵触したりするのではないのかということ、こういう書き方をされているのかなと思う。

委員：では、一つ目のポツ、賛成の意見の表明という行為は煽動や助長に含まれる、ということは、日本語的には煽動や助長のほうが大きいように、文章だけ見たらとれるが、そこが違うのであれば。

委員：なので、「に」含まれるのではなくて、賛成の意見の表明という行為は、煽動や助長「が」含まれる、のほうが、日本語的には適切だったかもしれない。

委員：ここは賛成の意見の表明ということの前に、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明なので、そのことと、「煽動」「助長」がどうかということもあるのかもしれないが、すべて大きなところに、「煽動」や「助長」が含まれる場合もあるということか。

委員：わかりにくかったかもしれないのもう一度。賛成の意見の表明というのは非常に、例えば私が例で挙げた、匿名でのヤフーのコメントも、サムズアップを匿名で押すのも賛成の意見の表明かもしれないが、そういう賛成の意見の表明というのは、とても広い。その中に、賛成の意見を表明しながら、煽動したり助長したりというものが、その広い中にさらに含まれていると思う。これは非常に良くないことだろうから、ただ単に賛成の意見を表明するという大きな網をかけるのではな

くて、その中の、煽動や助長というところに、今回の条例では網をかけるべきなのではないのかとこういうこと。賛成の意見の表明というのは広すぎる。例えば、例に挙がっている SNS の「いいね」のボタンを押したという問題を、賛成の意見の表明とみなして問題にすることも当然可能だろうが、裁判例の中には、それはただブックマークの機能もあるから一概には言えないのではないかという判決もあって、それも匿名でやるのか実名でやるのか、単に議会で言論で行うのか、様々な賛成の表明という広い網がある中の、煽動や助長というものは良くないだろうと。少しその賛成の意見の表明というのは広過ぎるだろうと、こういうことだが、おわかりいただけるか。

委員：一度事務局も、また正副座長と打ち合わせしていただいて、その辺りをもう一回整理してもらいたいと思う。今日の議論の元はこの資料 1 の、私の解釈が間違っていたのなら申し訳ないが、普通に日本語を読むと、その行為は含まれるということは、煽動や助長の中に含まれると私は読んでいたが、今聞かせていただいたら内容的に違うということだったので、そういう意見だと思うので、一度整理していただいて、そのうえで持ち帰らせていただいて、先ほど委員が言っていたような形でまた次回決めてもらえれば、どういう方向性があるのかということを考えていると思う。

事務局：事務局から、この条文素案の第 2 号の条文のつくり方について補足説明させていただきたい。このアンダーラインを引いている部分の真ん中辺り、「又は」以降の部分だが、「又は」で始まって、「人権侵害行為を行うことの煽動」、これが一つと、その次、「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」、この二つは、例示として出させていただいており、何の例示かということ、この下の、「その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと」の例示である。この第 2 号は、まず、「人権侵害行為、又はその他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならない。」ということがあり、この「その他の人権侵害行為」の例示として二つ、「人権侵害行為を行うことの煽動」と「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」ということで、わかりやすいように二つ例示を挙げているという、そういう作り方になっている。

委員：確認だが、ということとは、条例本文としては、人権侵害行為を助長す

る行為をしてはならないというのが主文というか、述語的に目的で、あくまで煽動と賛成は例示だから、何が助長に当たるのかということ为例示しているということ。それで例えば、私どもの主張している賛成の意見の表明のところを、仮に削ったとすると、それは例示が消えていると。何が助長に当たるかということは、例示が消えたとしても、都度判断で、賛成の意見を表明が助長に当たると考えたときには、それは駄目だということもあると、こういうこと。だからそういう意味では、私のさっきの説明とは違うかもしれないが、助長が本体ということで、助長の中に、煽動と賛成が入っているというのが、事務局のこの条文を作った考え方ということ。

事務局：そのとおり。なので、ここはあえて例示を出すというのが今のこの素案の考え方。

委員：やはりもう一回持ち帰らせていただきたい。この条文の一番上に人権侵害行為とあって、それは主体的な行為も禁止している。それと、自己がする人権侵害行為と、助長するような行為の二つをしてはいけないということを書いてあって、助長のほうの「その他の」というのが、私も読み取り方を間違えていたが、「など」ということで、「など」の人権侵害行為を助長するような行為をしてはいけないという意味。私は並列で、煽動、表明、助長というのがあるのかと思っていたが、今の話で違うというのがわかった。そして、この条文は人権侵害行為というのが頭に来て、「又は」なので、自己の行う人権侵害行為は、ここでしてはならないということで、行為と助長をしてはならないということで書いてあるということ。やはりもう一度整理する時間をいただきたいと思う。

委員：確認だけだが、そうすると、我々の意見をもう一度整理すると、助長というのがいけないというところは皆さんと一致しているが、その例示として賛成の意見の表明という例示はやはり強すぎるだろう、という整理にして申し上げるのが正確かと思う。

委員：例示としてはいけないが、こういう行為はいけないということは、助長の中に含まれるということで良いか。それが逐条解説と関係してくるので。

委員：それはおそらく、その場合によってだと思う。今の SNS で「いいね」を押したところはどうなるのかとか、匿名でヤフーのコメントに、賛

同のボタンを押した場合どうなるのかとか。だからこの二つ目のポツで、判断の難しい部分が例示に上がっているのもということであって、そのあと、逐条解説でどこまでいけないとするのかというような話はまだ会派内できちんと議論されていないので、例えばそういうことは逐条に書くということになって議論していくということになれば、また会派で議論させていただきたいと思う。

委員：本当に何回も繰り返しになって申し訳ないが、正副座長案の方向性の最後のところに、この条文の、賛成意見の表明の判断に迷う場合は、条例前文や、第2条の責務の趣旨を踏まえて審査会で慎重に議論するなどの対応が想定できると書いてあるので、ぜひ、委員においてはそれをご一読いただけたらありがたいと思う。

委員：それでは、まとめさせていただく。もう一度この辺りの捉え方も含めて、皆さんにお示しさせていただきたいと思うが、正副座長としては、単にこの行為の例示にとどまるとは考えていない。考えていないからこそ、出させていただいた文言である。議員自らが、自分の立場の特権性を意識しながら、それぞれが行う行為について、本当に責任が持てるのかどうか。そのことを自らこの条例によって判断しようという趣旨が、この条例の根底だと正副としては認識をしているので、単に例示というふうにはぜひ受け取らないでいただきたい。そのことをお伝えしながら、また再度、条例に書き込む、あるいは、逐条にこのように懸念事項を書いて欲しいというようなことをいただきたいと思う。ただ、今日の初めからの議論の行方をずっと聞かしていただいていると、これを単なる方向性ではなくて、文案としてもそれで良いのではないかとおっしゃっている会派が多いと、正副としては受けとめさせていただき、次回、皆さんからいただいた意見を取りまとめ、それをお示ししながら、できれば全会一致で、ある結論に導いてまいりたいと思うので、それぞれその努力をお願い申し上げたい。そのようにご理解いただき、他に意見はあるか。

委員：今のところがわからなかったのだが、条文の作りとして例示になっていると事務局がおっしゃって、委員のほうからは、単なる例示だとは考えていないという話があったが、そういうことは、条文上の話と委員の発言との関係をどう考えれば良いのか、お願いできるか。

委員：お答え申し上げます。この素案を作る段階で、どういう中身を入れ込ん

だほうが良いのか、何が必要かということは、当然ながら議論をして考える。やはり、県議会で残念ながら起こってしまったこと、このことを議長から諮問を受けて、今このプロジェクトが動いているわけだが、自分たちの反省を含め、そしてこれからの方々への警告、というのは少し言い過ぎかもしれないが、お示ししていくということも含め、この例示をやはりお示しすることが必要だと考えて上げさせていただいたということ。例示ではないと申し上げているわけではない。そこをご確認いただければと思う。

委員：わかった。つまり、単なる例示ではないというのは、例示ではないと言っているわけではなく、例示は例示だけれども非常に重く受けとめた例示だと、こういうふうにおっしゃったということ。

委員：そのとおり。よろしいか。それでは他に意見はあるか。

全員：意見なし。

委員：ご協議いただく事項は以上だが、他に何かないか。

全員：意見なし。

委員：では、以上で第13回プロジェクト会議を終了する。